

平成30年(行ウ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原告 佐藤博文

被告 国(処分行政庁 防衛大臣)

証拠説明書(3)

2019(平成31)年2月4日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 池田賢太
他

号	証	標 目	作 成 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲12	(写し)	書籍『[論争・提案]情報公開』	1997.10.1	阿部泰隆	個人識別情報型の場合、不開示の範囲が広範になってしまうことについて、指摘がなされていること
甲13	(写し)	書籍『情報公開法(第2版)』	2003.3.10	松井茂記	個人識別情報型の規定であっても、個人のプライバシー保護という趣旨に沿って解釈される必要がある、との指摘がなされていること 個人識別情報型においてモザイクアプローチをとる際に考慮する

					「他の情報」については、あくまで一般人が通常の調査により入手可能な情報に限定して理解するべきであること
甲 14 の 1	(写し)	行政文書情報開 示請求書	2018. 8. 29	原告訴訟 代理人神 保大地	文部科学省における平成28年度の自殺者数等について開示請求を行ったこと。
甲 14 の 2	原本	行政文書開示決 定通知書	H30. 11. 2	文部科学 省大臣	甲14の1に対して開示を決定したことおよび個人情報として不開示とした箇所について。
甲 14 の 3	(写し)	国家公務員死亡 者数等調査追加 調査票（自殺者 用）	不明	文部科学 省	甲14の2に基づき開示された文書。
甲 15 の 1	(写し)	行政文書情報開 示請求書	2018. 8. 29	原告訴訟 代理人神 保大地	厚生労働省における平成28年度の自殺者数等について開示請求を行ったこと。
甲 15 の 2	原本	行政文書開示決 定通知書	H30. 10. 23	厚生労働 大臣	甲15の1に対して開示を決定したことおよび個人情報として不開示とした箇所について。
甲 15	(写し)	国家公務員死亡	不明	厚生労働	甲15の2に基づき開示

の 3 乃至 4		者数等調査追加 調査票（自殺者 用）		省	された文書。
甲 16 の 1	(写し)	行政文書情報開 示請求書	2018. 8. 23	原告訴訟 代理人神 保大地	総務省における平成 1 5 年度から平成 2 9 年 度の自殺者数等につい て開示請求を行ったこ と。
甲 16 の 2 乃至 3	原本	行政文書開示決 定通知書	H30. 11. 2	総務大臣	甲 16 の 1 に対して開示 を決定したことおよび 個人情報として不開示 とした箇所について。
甲 16 の 4 乃至 5	(写し)	国家公務員死亡 者数等調査追加 調査票（自殺者 用）	不明	総務省	甲 16 の 2 乃至 3 に基 き開示された文書。
甲 17	(写し)	札幌市情報公開 条例	2018. 2. 7	札幌市	札幌市の情報公開条例 が国と同様の個人識別 情報型であること
甲 18	(写し)	行政文書情報開 示請求書	H28. 7. 15	原告	防衛大学校における平 成 1 9 年度以降の服務 規律違反について開示 請求を行ったこと。
甲 19	原本	行政文書開示決 定通知書	H29. 2. 27	防衛大臣	甲 18 に対して開示を 決定したことおよび個 人情報として不開示と した箇所について。

甲 20	(写し)	服務規律違反一 覧表	H19~28年7 月	防衛省	防衛大における服務規 律違反とその内容 (H19 ~28.7まで)
甲 21	(写し)	服務規律違反一 覧表	H29年	防衛省	防衛大における服務規 律違反とその内容 (平 成 29年度)
甲 22	(写し)	服務規律違反一 覧表	H30年	防衛省	防衛大における服務規 律違反とその内容 (平 成 30年度)
甲 23	(写し)	服務規律違反者 (平成19~2 9年度)	H19~30年	原告代理 人弁護士 佐藤博文	服務規律違反者一覧をワ ードプロ文書化した一覧。

以上